

JIS

プラスチッククラッドマルチモード光ファイバ

JIS C 6834 : 2025

(JSA)

令和 7 年 2 月 20 日 改正

認定産業標準作成機関 作成・審議

(日本規格協会 発行)

一般財団法人日本規格協会 電子分野産業標準作成委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	石 井 紀 彦	日本放送協会
	河 村 真紀子	主婦連合会
	西 城 武 志	総務省国際戦略局
	渋谷 隆	株式会社白山
	諏 訪 正 樹	KOA 株式会社
	内 藤 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	藤 井 哲 郎	東京都市大学名誉教授
	松 井 隆	日本電信電話株式会社
	山 田 誠	大阪公立大学

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成元.3.1 改正：令和 7.2.20

担 当 部 署：経済産業省イノベーション・環境局 国際電気標準課
(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)

官 報 掲 載 日：令和 7.2.20

認定産業標準作成機関：一般財団法人日本規格協会
(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti)

素 案 作 成 者：一般財団法人光産業技術振興協会
(〒112-0014 東京都文京区関口 1-20-10 住友江戸川橋駅前ビル)

審 議 委 員 会：電子分野産業標準作成委員会（委員長 平本 俊郎）

この規格についての意見又は質問は、上記認定産業標準作成機関又は素案作成者にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに見直しが行われ速やかに確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 仕様	2
3.1 一般	2
3.2 寸法要求事項	3
3.3 機械的要求事項	3
3.4 伝送要求事項	4
3.5 環境要求事項	4
附属書 A (規定) RSI-200/300 光ファイバ仕様	5
附属書 B (規定) RSI-200/380 光ファイバ仕様	7
附属書 C (規定) RSI-200/230-A 光ファイバ仕様	9
附属書 D (規定) RSI-200/230-B 光ファイバ仕様	11
附属書 E (規定) RSI-200/230-C 光ファイバ仕様	13
附属書 F (規定) RGI-50/230 光ファイバ仕様	15
附属書 G (規定) RGI-62.5/230 光ファイバ仕様	18
附属書 JA (参考) JIS における光ファイバ形名及び対応国際規格での形名表記	21
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	22
解 説	23

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、認定産業標準作成機関である一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準の案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS C 6834:1999** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

プラスチッククラッドマルチモード 光ファイバ

Plastic cladding multimode optical fibers

序文

この規格は、2015 年に第 4 版として発行された **IEC 60793-2-30** を基とし、我が国における固有の形名・種類の技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。このため、**IEC** においてプラスチッククラッドマルチモード光ファイバのカテゴリを表す **A3** の呼称は、この規格では使用していない。また、対応国際規格には**箇条 3** として用語及び定義の箇条がないため、この規格においても**箇条 3** として用語及び定義の箇条は設けていない。

なお、**附属書 JA** は、対応国際規格にはない事項である。また、点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 6820** の定義に従いコアに石英系ガラス及びクラッドにプラスチックを使用したステップインデックス形、並びにコアにグレーデッドインデックス形コアかつ石英系ガラス内部クラッドとプラスチッククラッドとを使用するマルチモード光ファイバ(以下、光ファイバという。)について規定する。

次に示す 3 種類の要求事項が光ファイバに適用される。

- a) **JIS C 6820** で規定される一般要求事項
- b) この規格の**箇条 3** で規定する具体的な要求事項
- c) 規格の一部をなす附属書で規定する個別のサブカテゴリ又は特定の用途(例えば、車載又は工業用途)に適用する特定の要求事項

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60793-2-30:2015, Optical fibres — Part 2-30: Product specifications — Sectional specification for category A3 multimode fibres (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版(追補を含む。)は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版(追補を含む。)